

新監査公表第 10 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 7 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

令和 7 年 12 月 24 日

新潟市監査委員 古 俣 誉 浩  
同 伊 藤 秀 夫  
同 細 野 弘 康  
同 中 山 均

# 財政援助団体等監査結果の報告

## 第1 基準に準拠している旨

監査委員は、新潟市監査委員監査基準（令和2年2月28日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を行った。

## 第2 監査の種類

地方自治法第199条第2項及び第7項の規定に基づく出資団体監査

## 第3 監査の対象

### (1) 対象団体

公益財団法人新潟市海洋河川文化財団

### (2) 所管課

文化スポーツ部文化政策課

## 第4 監査の着眼点

### (1) 対象団体

- ・設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
- ・経営成績及び財政状態は良好か。
- ・決算書等は法令や会計基準に準拠して作成されているか。
- ・出納その他の事務の執行が効率的かつ適正に行われているか。
- ・内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。
- ・自立的な経営を進めるための取組（自主財源の確保等）はどうなっているか。

### (2) 所管課

- ・対象団体の経営成績及び財政状態、施設の状況を十分に把握し、適切な指導監督、管理を行っているか。
- ・対象団体と行政との役割分担は明確になっているか。また、連携がうまく図られているか。

## 第5 監査の対象事務

令和6年4月から令和7年3月までに執行された事務事業

## 第6 監査の実施手続

監査にあたっては、書面調査、現地調査及び関係者からの説明聴取等により実施した。

## 第7 監査等の実施場所及び日程

### (1) 実施場所

監査委員事務局及び公益財団法人新潟市海洋河川文化財団の執務室等

### (2) 実施日程

令和7年8月1日から令和7年12月24日まで

## 第8 監査対象団体の概要

### (1) 名称及び所在地

公益財団法人新潟市海洋河川文化財団  
(新潟市中央区西船見町 5932 番地 445)

### (2) 基本財産等

10,000千円 (市出捐額 10,000千円 市出捐比率 100%)

### (3) 設立目的及び事業

新潟市を中心とする海洋・河川文化（海、河川をはじめとする水辺環境とそこに生息する生物などの影響を受けて発展してきた、人々の暮らし、生活様式、価値観等）の現況把握、歴史的背景及び保護継承を通して、社会における海洋・河川文化の重要性・関係性を啓発し、もって新潟市の文化醸成に寄与するとともに、地域社会の持続的発展に寄与することを目的とする。

- ア 海洋・河川文化の普及啓発、調査研究及び保護継承事業
- イ 海洋・河川に生息する水生生物とその生息環境の展示及び飼育事業
- ウ 施設管理に付帯する事業

### (4) 沿革

平成 28 年 3 月	一般財団法人新潟市海洋河川文化財団設立
平成 28 年 4 月	公益財団法人新潟市開発公社と職員の兼務協定締結
平成 29 年 1 月	新潟市水族館の指定管理者の指定を公益財団法人新潟市開発公社と共同事業体で受ける
平成 29 年 4 月	公益財団法人へ移行、公益財団法人新潟市開発公社と共同事業体を組み管理運営を開始（2年間）
平成 31 年 4 月	新潟市水族館の指定管理者の単独での指定を受け、管理運営を開始
令和 6 年 4 月	新潟市水族館の指定管理者の再指定を受け、管理運営を開始

### (5) 組織の状況

(単位：人)

	合計	市兼任	市職 OB	他団体兼任	プロパ ー	臨時・ 嘱託等
役員	9	1	2	6		
常勤	1		1			
非常勤	8	1	1	6		
職員	50				25	25
常勤	25				25	
非常勤	25					25
合 計	59	1	2	6	25	25

※令和 7 年 7 月 1 日現在

## (6) 財務の状況

ア 貸借対照表

(単位：円)

科 目	令和6年度	令和5年度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産	209,888,519	200,058,175	9,830,344
2 固定資産	135,895,987	140,375,455	△4,479,468
(1) 基本財産	10,000,000	10,000,000	0
(2) 特定資産	125,895,984	130,174,359	△4,278,375
(3) その他固定資産	3	201,096	△201,093
<b>資産合計</b>	<b>345,784,506</b>	<b>340,433,630</b>	<b>5,350,876</b>
II 負債の部			
1 流動負債	101,356,989	110,187,017	△8,830,028
2 固定負債	122,864,013	135,090,533	△12,226,520
<b>負債合計</b>	<b>224,221,002</b>	<b>245,277,550</b>	<b>△21,056,548</b>
III 正味財産の部			
1 指定正味財産	10,000,000	10,000,000	0
2 一般正味財産	111,563,504	85,156,080	26,407,424
<b>正味財産合計</b>	<b>121,563,504</b>	<b>95,156,080</b>	<b>26,407,424</b>
<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>345,784,506</b>	<b>340,433,630</b>	<b>5,350,876</b>

※各年度とも3月31日時点の数値

イ 正味財産増減計算書

(単位：円)

科 目	令和6年度	令和5年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
経常収益	788,280,507	732,372,673	55,907,834
経常費用	753,106,483	720,186,471	32,920,012
当期経常増減額	35,174,024	12,186,202	22,987,822
経常外収益	0	0	0
経常外費用	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	35,174,024	12,186,202	22,987,822
法人税・住民税及び事業税	8,766,600	7,736,500	1,030,100
当期一般正味財産増減額	26,407,424	4,449,702	21,957,722
一般正味財産期首残高	85,156,080	80,706,378	4,449,702
<b>一般正味財産期末残高</b>	<b>111,563,504</b>	<b>85,156,080</b>	<b>26,407,424</b>
II 指定正味財産増減の部			
指定正味財産期首残高	10,000,000	10,000,000	0
<b>指定正味財産期末残高</b>	<b>10,000,000</b>	<b>10,000,000</b>	<b>0</b>
<b>III 正味財産期末残高</b>	<b>121,563,504</b>	<b>95,156,080</b>	<b>26,407,424</b>

※各年度とも4月1日から3月31日までの間の数値

### (7) 本市からの財政的援助の状況

令和 6 年度における財団の市への財政的依存度は 88.3% であり、概ね横ばいに推移している。主な収益は、水族館の指定管理料と運営費補助金である。

(単位：千円)

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
経常収益 (A)	677,784	681,598	720,998	732,372	788,280
市財政支出 (B)	635,484	627,734	643,293	638,649	695,788
財政的依存度 (B/A)	93.8%	92.1%	89.2%	87.2%	88.3%

### (8) 財団職員の状況

財団の正職員の高齢化は顕著であり、飼育職員の技術や専門性の向上などの技術継承や人材育成に懸念がある。指定管理期間は 5 年間のため、見通しを持った職員の採用・登用が困難である。

(単位：人)

	20代	30代	40代	50代	60代	合計
正職員	1	7	5	11	1	25
嘱託職員(再雇用・無期)	1	5	0	1	3	10
臨時職員	12	3	0	0	0	15
合計	14	15	5	12	4	50
割合	28%	30%	10%	24%	8%	100%

※令和 7 年 10 月 1 日現在

## 第 9 監査の結果

監査した結果、出納その他の事務については概ね適正に行われていることを確認したが、次の事項について改善・検討の必要があると認められた。今後、必要な措置を講じ、適正な事務執行の確保に努められたい。

また、監査対象団体の運営について意見を付したので、監査対象団体及び所管課においては、適切な措置を講じられたい。

### (1) 指摘事項

該当なし

### (2) 注意事項

タクシー共通乗車券及びテレホンカードの管理が不適切だったもの 団体

#### 【事実】

タクシー共通乗車券について、管理簿が整備されていなかった。また、金庫の中に誰も把握していないテレホンカード 292 枚（総額 146,000 円相当）が保管されていた。

#### 【見解】

タクシー共通乗車券については、横領、紛失、盗難を防ぐため管理簿を作成し、使用状況を記帳して、適切に管理する必要がある。また、金庫の中に把握していない金券類が無いよう管理を徹底されたい。

### (3) 意見

財団は、本市を中心とする海洋・河川文化の重要性・関係性を啓発し、文化醸成に寄与するとともに、水族館の管理運営を行うため、公益財団法人新潟市開発公社の水族館部門が独立して設立された。財団の中長期計画に掲げる水族館ビジョン「新潟で一番愛される施設を目指す！」に積極的に取り組み、本市ならではの展示や調査研究等、水族館の魅力向上や様々な事業を展開することにより、新型ウイルス禍の期間を除いて年間50万人以上の入館者数を維持してきた。

しかし、財団は、事業運営において、財源の多くを市からの指定管理料や補助金により賄っているため、財政基盤が非常に脆弱である。また、近年の物価高騰等の影響に加え、平成25年に一部のリニューアル工事が行われたものの、建物や設備の老朽化が顕著であり、修繕工事の費用が増加するなど、財団を取り巻く環境は厳しさを増している。さらに、正職員の高齢化が進む中、財団の安定した事業継続のためには人材育成や技術継承が必要であるが、指定管理期間が5年間のため、長期的な見通しを持った職員採用・登用が困難であり、若手の人材確保が課題となっている。

このような状況において、財団が継続的に事業を運営していくためには、現状にとどまらず、事業の充実や質の向上を図り、入館者数の増加に一層取り組むことで財団の価値を高め、指定管理者として引き続き選定されるよう努めていくことが不可欠である。加えて、収益事業であるレストラン等の増収につなげ、自ら財源を確保していくことが必要である。

一方、所管課においては、水族館がいすれば改築等の時期を迎えることを踏まえ、人口減少や多様化する価値観など社会情勢の変化の中で、将来の水族館のあり方や目指す方向性といった市のビジョンを検討していく必要があると認識している。その際は、これまで培ってきた財団の知識や経験等を活用することはもとより、それらに基づく発想や提案を取り入れ、さらなる内容の充実を図ることが求められる。

財団と所管課は、現在抱えている課題に対し共通認識を持つとともに、連携協力し解決に向けて取り組んでいく必要がある。水族館が本市を代表する文化施設としてより有益で魅力的なものとなるよう、それぞれの役割を果たしながら将来像を作り上げ、本市の文化醸成と地域社会の持続的発展に寄与していくことを望むものである。